

総社市告示第29号

総社市長期優良住宅建築等計画認定実施要綱（平成21年総社市告示第71号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月30日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項号」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項号」という。）が存在する場合には、当該移動項号を当該移動後項号とし、移動後項号に対応する移動項号が存在しない場合には、当該移動後項号（以下「追加項号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加項号を除く。）を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（認定申請の添付図書）</p> <p>第2条 省令第2条第1項の規定に基づき市長が必要と認める図書は、次のとおりとする。</p> <p>（1）住宅の品質確保の促進に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）の技術的審査を受けた場合にあっては、当該登録住宅性能評価機関が交付する長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証（以下「適合証」という。）</p> <p><u>（2）品確法第5条第1項の規定により登録住宅性能評価機関の住宅性能評価（設計された住宅に係るものに限る。）を受けた住宅にあっては、当該登録住宅性能評価機関が交付する設計された住宅に係る住宅性能評価書（法第6条第1項第1号に掲げる基準（設計住宅性能評価書の評価項目となる部分に限る。）に適合していることを証するものに限る。以下「設計住宅性能評価書」という。）の写し（前号の適合証を添付しない場合に限る。）</u></p> <p><u>（3）略</u></p> <p><u>（4）略</u></p> <p><u>（5）略</u></p> <p><u>（6）略</u></p> <p><u>（7）略</u></p>	<p>（認定申請の添付図書）</p> <p>第2条 省令第2条第1項の規定に基づき市長が必要と認める図書は、次のとおりとする。</p> <p>（1）住宅の品質確保の促進に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関の技術的審査を受けた場合にあっては、当該登録住宅性能評価機関が交付する長期優良住宅建築等に係る技術的審査適合証（以下「適合証」という。）</p> <p><u>（2）略</u></p> <p><u>（3）略</u></p> <p><u>（4）略</u></p> <p><u>（5）略</u></p> <p><u>（6）略</u></p>

改正後	改正前
<p>(8) 略</p> <p>(事前審査)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>申請者は、市長に申請書を提出する前に受けた登録住宅性能評価機関による住宅性能評価（設計された住宅に係るものに限る。）により当該登録住宅性能評価機関から交付を受けた設計住宅性能評価書の写しを第1項の適合証に代えて長期優良住宅建築等計画の認定及び変更の認定の申請に使用することができる。</u></p> <p>4 <u>前項に定める設計住宅性能評価書は、法第6条第1項に定める認定基準について、一戸建ての住宅の場合は第2項第1号から第3号まで及び第6号、共同住宅等の場合は同項第1号から第6号までの認定基準に適合することを証したものであること。</u></p>	<p>(7) 略</p> <p>(事前審査)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。